

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年2月末時点における対応状況
					内容	内容
14	総務部 総務課	全庁的課題	債権管理条例の必要性についての検討	債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められ、私債権の消滅時効期間が経過しても、債務者による時効の援用がない場合等は、原則として、議会の承認を受けなければ、債権を放棄できない。 これに対して、他県では、債権管理条例を設けて、債権放棄について、指針と要件を明確化している事例がある。また、定期的に回収困難と認められる場合に、その他の法的手段をどの程度活用すべきかといった点を定めている都府県もあり、群馬県においても、債権管理条例の必要性について検討すべきである。	債権管理条例の必要性も含めて、債権管理のあり方について検討するため、令和3年度において、庁内の一定額以上の未収債権を保有する所属に対し、債権の管理・回収状況についてヒアリングを実施した。その結果、回収におけるノウハウが蓄積されていないとの状況が判明したため、令和4年度に債権の管理、回収、放棄等について定めた税外債権管理・回収マニュアルを策定し、庁内に周知した。なお、債権の管理・回収のノウハウが蓄積されている所属は、債権放棄を実際に実施している。	債権管理担当部局を集めた連絡調整会議を開催し、全庁的な方針について協議を行う予定。
70	生活こども部 児童福祉課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	要件該当性の判断の円滑化	借受人の資格の要件は、群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条に定められているが、同条第2号の規定により、類似の貸付金を借り受けている場合は要件に該当しないのが原則である。 現状、類似の貸付金かどうかの判断を都度行っていることから、予め予想ができる類似の貸付金はリスト化するなどして円滑に判断すべきである。	代表的な類似貸付金をリスト化し、令和5年12月に各保健福祉事務所担当者と情報共有を行った。	類似の貸付制度が膨大にあり、内容についてもそれぞれ精査が必要なため、借受人からの聞き取りにより都度対応することが必要とされるが、代表的なものをリスト化し、各保健担当者で情報共有をする予定。
109	健康福祉部 障害政策課	補装具費	収入未済額の処理	当該債権の収入未済2件は金額が少額であり、また、平成24年度以降、新規の債権は県の管理から外れていることから、早急に相続人を特定し、請求できる者がいるならば請求し、相続放棄等により相続人が存在しないならば、不納欠損処理すべきである。	いずれも収納済み。 (1件:令和4年1月14日付、1件:令和4年6月3日付収納)	現在、相続人調査を引き続き実施しているが、相続人の特定が難航している。相続人の特定作業が終わり次第、相続人に請求できるか、不納欠損処理すべきかを検討し、必要な対応を行う。
138	生活こども部 児童福祉課	施設入所特定費用、施設入所利用者負担金、	延滞発生後の債務者の財産調査	現状、債務者の財産調査を実施していない。債権の回収可能性、有効な手段の有無等に関する適切な判断を行うために、債務者の財産調査を実施すべきである。	未収金管理については、会計事務や債権管理ガイドラインに基づき実施しており、財産調査も手段の一つとしている。この財産調査は、任意調査で同意書も必要とされるが、効果は証拠調べのための調査に止まる。 督促にあたっては、迅速で実効性の高い電話連絡や面談などを優先して実施している。	債務者の収入、土地家屋等の財産を調査は市町村税務担当課での調査となるが、調査には債務者本人の同意書必要なため、債務者への電話連絡、家庭訪問等を実施しているが不在等により本人との接触が出来ていない状況。今後も実施を継続すると共に別の対応方法も検討していく。
156	環境森林部 林業振興課	林業・木材産業改善資金等	県森林組合連合会の定期報告	県は県森林組合連合会との間で、林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金に関して業務委託契約を締結し、債権保全(回収)業務を委託をしている。 しかし、債権管理等の最終責任は県にあることから、県森林組合連合会から定期的に実施状況について報告を求め、指導監督する責任がある。 現状では、県森林組合連合会に対して、催告業務の状況等について報告を求めているため、定期的に報告を受け、適切な債権保全(回収)業務が行われるように改善していく必要がある。	催告業務の状況等について、令和3年度以降は報告を受けている。 なお、令和5年度からは弁護士等へ相談し、債権保全業務の改善に取り組んでいる。	債権管理等の最終責任が県にあることを踏まえ、適切な債権保全(回収)業務が行われるよう、委託先である県森林組合連合会から、債務者の状況に応じて、随時又は定期的に催告業務の状況等について報告を受けることとする。
156	環境森林部 林業振興課	林業・木材産業改善資金等	貸付債権の時効管理の方法	時効中断事由である一部納入(日)と分納誓約書の徴求(日)について、管理されている複数の表を確認しなければ、時効の起算点が把握できない状況であるが、一つの表で時効の管理を行うことで、リスク低減につながる。 また、連帯保証人からのみ一部納入を受けている事例や主債務者の相続人に対して請求を行っていない事例があったが、いずれも時効を中断する効力はなく、将来的に主債務の消滅時効を援用されるリスクがあることから、主債務の時効中断を図ることについても留意をする必要がある。	時効管理が行えるよう管理表を作成した。延滞債務の実情に応じて債権管理方法を工夫、検討し、時効中断を図るよう留意しており、複雑な延滞債務案件については、令和5年度から顧問弁護士に相談するなど、消滅時効の防止に努めている。	延滞債務の実情に応じて、債権管理方法を工夫、検討し、時効中断を図るよう留意する。
162	農政部 農業構造政策課	農業改良資金貸付金	督促・催告以外の手段の検討	督促や催告を繰り返すだけではなく、債務者の債務返済能力を適切に評価した上で、群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領に記載されている法的手段による回収や債権放棄等も考慮すべきである。 ただし、現状では、長期延滞債権について、債権回収の基本方針を示す債権管理条例等が存在しないため、担当部署の判断だけでは、督促や催告を超えた手段の実施は困難とも考えられるので、全庁的課題として検討する必要がある。	庁内向けに策定された税外債権管理・回収マニュアルをもとに、法的手段による回収をすべきかどうか個別に検討する。	債権管理条例等、債権管理に係る全庁的な指針等が示された段階で対応を検討する。

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年2月末時点における対応状況
					内容	内容
190	産業経済部 労働政策課	元労働相談員 への過払報酬	提訴・訴訟追行・強制執 行準備のノウハウの共有	本件では、担当職員が顧問弁護士や学事法制課と相談しながら、精力的に訴訟活動を展開し、勝訴判決を得て、強制執行も実施できるレベルにまで財産調査を進めた事例であるため、各部署間で提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウを共有し、本件で得た教訓を活かすべきである。	本件で得た教訓を含め、各部署間でノウハウを共有し、総務部総務課が中心となって令和4年度に庁内向けの税外債権管理・回収マニュアルを策定した。	関連事項である意見1「債権管理条例の必要性についての検討」とあわせて対応する。
199	県土整備部 道路管理課	建設工事請負 契約に関する 契約違約金・前 払金余剰額に 係る返還利息	不納欠損処理に向けた情 報収集	債権者の財産状況等の情報収集が不十分であるため、債務者である法人の事業が廃止されている状況や財産の状況等の情報を収集して、不納欠損処理に向けて動くべきである。	令和元年度に法人の事業の状況や財産調査を実施し、債権の回収が不可能であることから徴収停止とした。 この法人は前橋地方方法務局に於いて令和5年12月13日付けで解散されたとみなされ、解散登記が行われた(みなし解散)。法人のみなし解散から3年が経過し、清算事務以外の事業ができなくなる令和8年度以降に債権放棄の議案を提出する。	令和元年度に法人の事業の状況や財産調査を実施し、債権の回収が不可能であることから徴収停止とした。 この法人は令和5年度にみなし解散の登記予定。法人のみなし解散から3年が経過し、清算事務以外の事業ができなくなる令和8年度以降に債権放棄の議案を提出する。
256	教育委員会 事務局管理課	全日制高等学 校授業料等	債務者等に対する法的措 置	群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領に基づき、教育的配慮をしつつ、悪質な債務者には、支払督促の申立て等の法的措置の実施を検討すべきである。	現時点で、悪質と判断される債務者はいないため、今後悪質と判断される債務者が現れた際は、要綱、要領に基づき、教育的配慮をしつつ、支払督促の申立て等の法的措置を実施すべきかを個別に検討していきたい。	要綱、要領に基づき、教育的配慮をしつつ、悪質な債務者であるかどうかを慎重に判断し、支払督促の申立て等の法的措置を実施すべきかを個別に検討する。